

## 平成28年度東大和市国民保護協議会会議録

### 1 日 程

平成28年3月28日（火）午後1時30分から午後2時20分まで

### 2 開催場所

東大和市役所 会議棟 第6、7会議室

### 3 出席委員

尾崎 保夫	会長
早川 和男	委員
鈴木 浩三	委員
(代理出席：)	河合 範明 様)
吹浦 秀俊	委員
小島 昇公	委員
真如 昌美	委員
野崎 俊幸	委員
並木 俊則	委員
榎本 豊	委員
吉沢 寿子	委員
内藤 峰雄	委員
阿部 晴彦	委員
菊地 廣行	委員
伊藤 麻紀子	委員
小川 幸男	委員
島貫 浩	委員
有村 章	委員
星野 誠	委員
佐々木 榮子	委員
幾竹 絹子	委員
尾崎 孝	委員

以上20名

### 4 欠席委員

今西 栄	委員
藤木 仁成	委員
阿部 寛三	委員
榎本 豊	委員
保坂 斎夫	委員
渡邊 正	委員
岩上 宏	委員
高木 諭介	委員

以上 8名

## 5 講演講師

警視庁警備部危機管理対策官

※ 警視庁職員 1 名が講演補助、他 2 名が付き添いで出席。

## 6 事務局職員

広沢 光政 (総務部長)

東 栄一 (総務部参事兼防災安全課長事務取扱)

今里 泰志 (防災安全課災害・防犯係長)

大野 達也 (防災安全課災害・防犯係主事)

以上 4名

## 7 配付資料

(1) 平成 28 年度東大和市国民保護協議会次第

(2) 平成 28 年度東大和市国民保護協議会座席図

(3) 平成 28 年度東大和市国民保護協議会委員名簿

(4) 【資料 1】東大和市国民保護計画 (平成 26 年度修正版)

(5) 【資料 2】東大和市の国民保護等に関する取り組み

※警視庁の講演資料はなし

## 6 議 題

(1) 東大和市国民保護協議会長職務代理者の指名について

(2) 東大和市の国民保護等に関する取り組みについて

7 公開・非公開の別 公開

8 傍聴者 0人

## 9 会議内容

### (1) 開会

広沢総務部長から開会のあいさつがあった。

### (2) 「東大和市国民保護協議会委員の任命について」

東大和市国民保護協議会委員の任期が平成 28 年 12 月 14 日をもって満了となったことから、この度新たに各委員の任期の更新をした。そこで、市長から出席委員に対して、名簿順に任命状の授与を行った。任命の進行については、広沢総務部長が執り行った。

### (3) 事務局より報告

事務局から、委員の出席状況の報告 (委員 28 名中、出席 20 名。代理出席 1 名。) 及び配布資料の確認があった。

### (4) 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。尾崎でございます。東大和市国民保護協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日頃より市政に対しご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当市では国の基本方針に基づきまして、平成19年度に東大和市国民保護計画を策定し、その後も適宜計画の見直しを行うとともに、国や東京都をはじめとする関係機関の皆様と連携し、国民保護に取り組んでいるところでございます。

近年、北朝鮮による核実験や、弾道ミサイルが日本海に落下するなど、国民の安全・安心を脅かす状況も見受けられます。本日は、国民保護措置の取り組みについてお話をいただくこととなっておりますが、こうしたお話を参考にさせていただきながら、今後とも委員の皆様方とは本協議会などを通じて、情報連絡を密にし、日頃から安全対策に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本日お集まりの皆様のご健勝を記念し、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

#### (5) 委員の自己紹介及び事務局の紹介

各出席委員の自己紹介を行った。また、事務局の紹介を行った。

#### (6) 議題1「東大和市国民保護協議会長職務代理者の指名について」

東大和市国民保護協議会条例第3条に、会長の職務代理について、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。」となっている。尾崎市長（会長）から、慣例により、東大和市国民保護協議会長の職務代理者に副市長の小島委員を指名した。

このことについて、出席者全員の拍手により承認された。

#### (7) 議題2「東大和市の国民保護等に関する取り組みについて」

事務局より資料1、資料2に基づき以下のとおり報告を行った。

それでは、まずお手元にお配りした冊子の「東大和市国民保護計画」につきまして、若干ご説明いたします。本計画は、平成16年に施行された国民保護法に基づきまして、平成19年5月に策定し、その後27年3月に修正を加えたものでございます。外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際し、国民の保護のための措置を、この区域内での確かつ迅速に実施するため、平素からの備えや対処等について、定めた計画でございます。

本日、この計画の詳細の説明は割愛させていただきますが、1点、本計画の55ページから59ページにわたり、市の各部課で分掌する業務が一覧で示されております。実は、来月4月1日から市の組織規則等の改正により、部及び課の名称変更や、課の新設などが予定されています。

具体的には子ども生活部が、子育て支援部に、市民生活課が地域振興課に、

学校教育課が教育総務課に、指導室が教育指導課に変更され、新たに公共施設マネジメント課が新設されますが、これに伴う修正などは、反映されておりません。これらの修正については、別途、他の項目を修正する際に併せて行う予定ですので、ご承知置きいただきたくお願いいたします。

次に、「資料2」の東大和市の国民保護等に関する取り組みをご覧ください。平成27年1月から平成29年3月現在までの期間における、東大和市の国民保護等に関する取り組みをまとめたものです。

まず1番ですが、平成27年3月に東大和市国民保護計画の見直しを行いました。内容としましては、誤記の訂正や呼称の変更、統計数値の修正及び分掌事務等の修正です。全体的に軽微な変更であります。

2番・5番・7番につきましては、東京都で定期的に行われます区市町村の国民保護担当者会議に参加したものです。各区市町村での国民保護計画の見直しや北朝鮮によるミサイル発射に伴う対応の確認及び訓練等の報告が行われております。3番につきましては、平成27年11月12日に警視庁主催の実施されたNBCテロ対策合同訓練を担当者が見学させていただきました。内容はサミット警備、東京オリンピック警備に向け、玉川上水駅をターゲットとした国際テロを想定し、NBCに対する初動措置・対処訓練等を行うことで、関係機関との連携、駅利用者の安全確保並びに国際テロ対策の必要性を意識付けるというものです。

最後に4番・6番でございますが、全国瞬時警報システムの全国一斉自動放送試験の実施についてです。これは弾道ミサイル情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星及び地上回線を用いて市町村防災行政無線等を自動起動させることにより、国から直接住民に対し緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。緊急時に確実に住民へ情報提供ができるように、毎年、全国の区市町村にて情報伝達訓練を実施しております。

東大和市におきましては、平成27年度、平成28年度ともに機器等の不具合なく放送に成功しております。

東大和市の国民保護等に関する取り組みの報告は以上でございます。

(質疑応答なし)

## (8) 講演「国民保護措置」

国民保護措置に関わる警察の役割等について、警視庁警備部危機管理対策官から、以下のとおり、30分程度のご講演をいただいた。

皆様方には平素から警察行政の全般に渡り、ご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。また、本日は東大和市国民保護協議会の貴重な時間を頂戴いたしまして、このような講演という形でご説明をさせていただくことを、改めまして御礼申し上げたいと思います。

なるべく本日は軽易な形で作成したものと思っておりますが、なかなか入ってきにくい内容ではございますけれども、30分程度のお時間でございます。お聞きいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

本日は、国民保護措置と題してお話をさせていただきたいと思います。皆様におかれましては、既にご承知おきのことと存じますが、国民保護というものは、現在の日本にはなくてはならないものであります。社会説法ではありますけども、どうか共に確認をいただくという形でお聴きいただければというふうに思います。

現在、世界各地でテロ事件が発生をし、残念ながら日本人が巻き込まれる事件も発生しているところでございます。また、北朝鮮によるミサイルや人工衛星と称する飛翔体の発射事案、核実験はここ数年で増え続けている状況でございます。

少々古いデータで恐縮でございますが、平成19年に内閣府が実施をした国民保護に関する特別世論調査によると、回答者の内、武力攻撃に対する不安がある人は80.2%、緊急処理事態に対する不安がある人は81.4%という結果が出ているところでございます。この調査から10年近く経過をし、昨今の情勢を鑑みれば、不安がある人の割合はさらに高まっているのではないのでしょうか。我々警視庁は、都民、国民の安全を守るために常に事態の発生を念頭に置き、東京都庁等との関係機関との連携を含めた対処方針を検討して参っております。

本日は、冒頭に危機管理について少し触れ、その後、日本を取り巻く状況をお話しさせていただき、後半で武力攻撃事態等における国民の保護の措置に関する法律、いわゆる国民保護法の解説、そして警視庁の取り組みについて説明をさせていただきたいと思っております。

“危機”というものについては、東京都は災害等により、多くの都民の生命、身体等に直接的且つ重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態であって、関係各局の一体的な取り組みが必要となるものと定義をされております。ご覧いただいている対処方針は若干古く、平成18年に決定されたものでありますが、“災害等”と表記されていますが、国民保護における危機についてもこれと同様に生命、身体への危険ということでお話しさせていただいています。

危機管理とはどういうことになるのか。英語では、リスクマネジメントやクライシスマネジメントという言い方をします。大まかに言うと、前者は小さな危機を回避しようというもの。後者は大きな危機が発生した際に、被害を小さくしようというものであります。例えば、家の庭にセンサーライトや防犯カメラを設置するのはリスクマネジメントと言います。また、大震災に備えて建物の耐震補強を行うのはクライシスマネジメントと言えらると思います。

基本的に危機というのは、完全に避ける、防ぐことは困難であります。行政機関は常に最悪の状況を想定して対策を講じなければなりません。危機は、発生規模や対応、その時々状況に応じて変化をします。様々な状況に対応することができるよう、マニュアルも整備し、発生前に講じておく準備や発生後の対処要領を定めておく必要があります。この危機の種類と関連法制は、東京都国民保護計画にも掲載されているものでございます。

本日は、この中の左上部分、武力攻撃災害と緊急対象事態災害についてお話をさせていただきます。なお、警視庁では、右側の感染症等については危機管理室、震災等については災害対策課というところが担当しているところでございます。

日本を取り巻く情勢についてお話をさせていただきます。最近では、世界各国でIS、いわゆるイスラム国や、その影響を受けたものによるテロ事件が発生しております。その中でも、中東や欧米から離れた島国である日本は安全な国、東京は世界有数の安全な都市と言われております。ちなみに、イギリス誌「エコノミスト」による2015年の世界安全都市ランキングでは、皆様もご存知のとおりですけれども、1位が東京、2位がシンガポール、3位に大阪というような状況でございます。国民保護について考える上で、現在のわが国が置かれている状況を正しく認識することが必要ではないかというふうに考えております。

危機管理やテロの研究者の間では、日本はテロの先進国と言う人もいます。上の写真は、三菱重工ビルの爆破事件です。もともとは昭和天皇のお召し列車を爆破するために作った爆弾を使用し、8名が死亡した事件であります。この事件を起こしたグループを含む、東アジア反日武装宣戦による一連の連続爆破事件では超法規的措置で釈放された2名を含む3名の犯人が未だ逃亡中であります。下の写真は地下鉄サリン事件です。後に発生したスペインマドリードの列車爆破テロ、イギリスロンドンの地下鉄、バス爆破テロは、この事件を参考に通勤時間帯の車両をターゲットにしたものと言われております。また、この他にも平成11年に発生した全日空機のハイジャック事件は、2年後の米国9.11同時多発テロ事件のヒントになったという説もあります。昨年、フランスニースの花火大会にトラックが突っ込んだテロ事件がありましたけれども、秋葉原事件を彷彿としているものでした。このように、世界で発生しているテロの原型は、日本にあったということもできるのであります。

+9 海外でのテロ事件を見てみます。左の写真はいわゆる9.11事件です。現在も身元が確認されていない方や、ご遺体が発見されていない方もいるので正確な被害者数は確定していませんが、今もなお、被害規模は世界最大のテロ事件であります。右の写真はパリ同時多発テロ事件でございます。この事件を起こしたグループの首謀者は、この後ベルギーで逮捕されております。これらの事件を起こしたアルカイダ、IS、いわゆるイスラム国に共通するのは、日本を名指しで攻撃対象にしているところでございます。ISは2015年2月には、シリアで邦人ジャーナリストが殺害される事件を起こしました。また、昨年7月のバングラディッシュの首都ダッカでは、日本人7名を含む22人が犠牲となった事件もISが関与しているものであります。日本も国際テロと無関係ではないということでもあります。

北朝鮮の脅威について見てみたいと思います。兼ねてから北朝鮮はミサイルの発射実験や核実験を行っており、最近では今月（平成29年3月）19日に新型ミサイルに使用されると思われるエンジンの燃焼実験を行いました。特に、平成21年4月に行ったテポドン2号改良型の発射実験では、東北地方上空を通過して、太平洋まで達しております。また、平成24年12月には人工衛星と称する飛翔体を発射し、沖縄県地方の上空を通過してフィリピン島沖まで達しております。同様の飛翔体は平成28年2月にも発射されている状況でございます。開発中のミサイルは、アメリカ本土をも射程に収めており、配備済みのミサイルは既に、日本全土を射程に収めているということもございます。さらに、未確認ながらも北朝鮮は昨年9月に、ミサイルに搭載可能な核弾頭の爆発

実験に成功したと発表しており、潜水艦から発射するSLBMの開発も行っているところであります。3月6日に発射された4機のミサイルについて、皆様もニュース等でご存知かと思いますが、在日米軍基地を狙ったものであると報道されるなど、日本に対する弾道ミサイル攻撃の脅威は既に現実のものとなっているというふうに考えております。

国民保護の目的とするところは、このような情勢を踏まえ、都内において武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した際に、都民の生命、身体及び財産を保護し、都民生活や都民経済への影響を最小となるように、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害等への対処、被害の最小化など国民の保護のための措置を的確に、迅速に実施することであります。

それでは、国民保護法では具体的にどのようなことをするのかお話ししたいと思います。まず、武力攻撃事態の類型について説明をいたします。基本的には武力攻撃事態として、国民保護の実施にあたって留意すべき事項を明らかにするために、次の4つの類型を想定してみます。

1つ目は着・上陸侵攻です。これは、多数の船舶をもって沿岸部に直接上陸するなどして、わが国の国土を占領する攻撃を言います。

2つ目は、ゲリラや特殊部隊による攻撃です。これは、比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺などを実行する攻撃を言います。

3つ目は弾道ミサイルによる攻撃です。これは、弾道ミサイルを使用してわが国を直接打撃する攻撃を言います。

4つ目は航空機による攻撃です。これは、爆撃機等でわが国領空に侵入し、爆弾などを投下する攻撃を言います。また、これらの事態は複合して起こる可能性が高いと考えるところでございます。

次に緊急対処事態の類型ですが、攻撃対象施設等による分類と攻撃手段による分類に分けています。

まず、攻撃対象施設等による分類の1つ目は、危険物質を有する施設等への攻撃です。事態例としましては、原子力発電事業所などへの破壊、石油コンビナートや可燃性ガス貯蔵施設への破壊、危険物質積載船やダムなどのインフラ施設などへの攻撃を挙げております。

もうひとつが、多数の人が集合する施設等への攻撃です。事態例としましては、サッカースタジアムなどの大規模集客施設への爆破、ターミナル駅や列車などの爆破などを挙げております。

攻撃手段による分類の1つ目は、大量殺傷物質による攻撃です。事態例としましては、NBC攻撃と同様の被害を発生させる爆薬と放射性物質を組み合わせたダーティボムなどの爆発や、航空機による炭疽菌などの生物剤の大量散布、市街地におけるサリンなどの化学剤の大量散布などを挙げています。

もうひとつは、交通機関を破壊手段とした攻撃で、航空機等による自爆テロなどを挙げております。

以上のとおり、緊急対象事態の4類型を挙げているところでございます。また、武力攻撃事態及び緊急対象事態にはNBC兵器が併用されることが想定されています。弾道ミサイルに核弾頭が搭載されていたり、ゲリラによる攻撃にサリンなどの化学兵器が使用されるような事態が想定をされております。画面

ではNBCと表記しておりますが、この他にも放射性物質、爆発物を加え、シーバニという言い方をしているところもあります。

国民保護対処は大きく分けて、避難、救援、武力攻撃災害への対処の3つに分類されますが、自治体と地域が中心となるのは避難になると思います。もう少し詳しく説明をいたします。

国民保護対処の流れはこのようになります。先にお話ししたとおり、3つの類型に分けていますが、基本的には国が決定を行って都道府県へ指示をし、さらに各市区町村へ指示、各機関同士の連携による実際の活動というふうな流れになっていきます。

これから、警報、避難、救援、武力攻撃への対処についてご説明をさせていただきます。

ここでは、避難措置に関して説明をいたします。市区町村長の部分は東大和市としてお話させていただきます。避難については、事態を認知した国（対策本部）が警報の発令を決定し、避難措置等の指示が東京都へ、東京都から指示が東大和市へ発せられます。東大和市は、警報・避難の指示、避難住民の誘導等を行います。これらを迅速、的確に指示するには、消防さんや警察の連携が重要になってまいります。

では、警報についてであります。これは警報を発するまでの具体的な流れです。警報を発する決定は対策本部である国が行いますが、国民保護法第47条により、警報を伝達する責務は市区町村長にあると定められています。事態発生の際は、防災行政無線、広報車、パトカー、ホームページ、また、放送事業者による警報の伝達など、あらゆる手段を使って迅速に都民に周知させる必要があります。ポイントとなるのは、正しい情報を早く、確実に伝達することです。

次に、避難実施についてお話させていただきます。事態の発生、事態の認知後、国が都に指示を行い、さらに都から各区市町村へ指示を行います。市区町村は指示の内容を踏まえて、住民に避難勧告を行います。要避難地域や避難先地域の選定は、対策本部長すなわち内閣総理大臣が行います。都県境を越える避難の指示が出される場合もあります。そして具体的な避難の方法等は、都道府県知事が指示を行います。さらに、市区町村長は職員、消防と避難の誘導を行い、必要がある場合には警察、海保、自衛隊に誘導の要請を行います。

避難住民の誘導に関する第1次的な責任は、市区町村長が負うこととなります。次に説明しますが、国や都からの指示を受ける暇がないときには、市区町村が避難の指示を行う場合もあります。

避難について、お話をいたします。都道府県知事の避難指示を待つ暇がない場合は、市区町村長は退避の指示を行うことができます。退避の支持は、あくまで一時的な措置となりますが、指示を出した場合には情報の集約の為、その旨を都道府県知事に通知する必要があります。逆に、都道府県知事が退避の指示を出した場合は、情報の共有化のために市区町村長に通知をいたします。さらに、都道府県知事、市区町村長の退避の指示を待つ暇がない時は、現場の警察官等が避難の指示を出す場合があります。いずれにしましても、行政機関は住民の方の安全を最優先に考えて行動することが求められています。

以上、避難についてお話をさせていただきました。やはり、何より重要なもの

は、平素における連携であります。日頃からこのような会議の機会を利用し、顔の見える関係を作ることが重要であると考えております。また、発生時の連携が実践的に機能するように、情報の共有、活動内容の調整を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

救援と事態発生時の対処については、簡単に触れたいと思います。救援は、国の指示を受けて都が収容施設を準備し、食料や飲料水、医療の提供を行います。なお、都の委任を受けて市区町村が救援を実施する場合があります。

武力攻撃災害への対処について触れます。発生した際は、主に警察、消防、自衛隊が対応し、国への援助の要請は都道府県知事が行うこととなります。国民保護対処措置の解説は以上となります。

最後に、パートナーシップについてお話をさせていただきます。これまでもお話をさせていただいた中で、速やかな対処のためには各機関の連携が重要であるということをご了解いただいたと思いますが、その連携のために行っている取り組みのひとつ、パートナーシップについてご説明させていただきます。

警視庁では、“テロを許さない街づくり”を合言葉にパートナーシップという、平素から自治体、消防、地域住民等が連携するネットワークを構築しております。ここ東大和市では、東大和パートナーシップとして、街の皆様方と協力してパトロールを行ったり、グッズやチラシの配布をして広報活動を行ったりしております。平時において、スムーズな連携ができる関係を築いていくことで、非常時での被害を最小限に留めることができます。

これは、パートナーシップの概念図であります。パートナーシップは様々な方に参加していただくことで、より強固な取り組みになります。図の外側の円にあるように、官公庁では、自治体、警察、消防、自衛隊等、また民間団体ではライフライン、通信、運輸事業者、そして住民の皆様との連携を図っております。この取り組みは、警視庁が呼びかけ役となっておりますが、どこが中心であるというわけではなく、互いに対等なパートナーとしてそれぞれが自らの場所でテロ対策、災害対策に取り組んでいるところであります。

円の内側の小さな5つの丸は、平素における取り組みであります。1の合同訓練は、いざという時のための対処について実際に起こりうる想定のもと、それぞれの役割について理解を深めていただくものであります。2の合同パトロールは、皆様と共に一般的な防犯を含め、危機意識を高めると共にテロや犯罪を起こさせないまちづくりをしているものであります。また、合同キャンペーンは、警視庁で作成しているグッズやチラシを配布するなどして、地域の皆様にテロの恐怖や発生の可能性について理解を深めていくための活動であります。4の情報ネットワークの構築は、情報をより正確に共有していただくために構築していただきたいものであります。例えば、警視庁本部の推進会議では、メールを使って連絡を行っていますが、地域版パートナーシップではFAXや携帯電話の番号を知らせているところもあります。5の協定締結は、テロや大規模災害が発生した際の燃料や食料の優先、供給について取り組みを行うものであります。いずれの取り組みも実質的に活動を行わなければ、いざという時の対応が難しくなってしまうのであります。これらの活動を平素から繰り返し行っていれば、テロ対策や犯罪抑止にも効果があり、パートナーシップの取り組みをこれからもより浸透させていきたいと思っておりますので、皆様方のご

協力をお願いしたいと思っております。

東大和パートナーシップは、平成22年6月25日に発足をし、現在は57団体で構成されているというふうに聞いております。テロ対策は災害対策、犯罪抑止のため、各種活動にご協力をいただいております。左の写真は発足時のもの、右の写真は東大和パートナーシップで定期的に行っている訓練のものであります。これからも、市民の皆様や大規模集客施設で働く皆様との連携を深めることにより、不足の事態に対応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

日本を取り巻く情勢でもお話しましたが、テロは日本では起こらない、まさか攻撃を受けるわけがないという希望的観測は、今や通用しない事態になっております。東大和パートナーシップの枠組みを有効に活用していただき、情報伝達訓練、避難要領の検討、実践的な避難、危機意識を共有するための研修会などを計画的に実施していただき、地域住民や企業の方の危機意識を高め、また、危機が現実になった際の避難や誘導を実行できる実践的な能力を高めていかなければなりません。他方、テロや武力攻撃だけを想定した訓練だけでは、市民の皆様の参加意識や意欲を高めることが期待できない可能性もあります。パートナーシップでは、東日本大震災以降は災害対策も対象としているため、テロ、武力攻撃対策、災害対策をバランスよく実施をし、地域全体の治安・防災力を高め、連携を深めていくことが重要であると考えております。

今後も、皆様が安心して暮らせる東大和市をつくられる更なる発展を実現していくために、お互いに協力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で、私の講演の方を終わらせていただきますけれども、拙い内容ではございましたが、引き続き警察の方ともご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

## 質疑応答

なし

### (9) 講演感想

皆様、こんにちは。副市長の小島でございます。

本日は、大変お忙しい中、国民保護措置における警察の取り組み等についてということで、貴重な話を聴かせていただきまして、本当にありがとうございました。

ここ何年か、自衛隊の方から国防の関係でお話をいただいているという記憶が多いのですが、今回は警察等のということで、非常に市に密着した、近いところでのお話を賜りました。

こんなに大きな災害は幸いとして東大和市ではないのですが、市内で住民の方が非常に困るという事例はいろいろなところで起こっています。そういうときに、市内で警察署、消防署、医師会長さんや歯科医師会長さんをはじめ、皆

様のご協力をいただき、みんなで協力をして解決をしているという事例は実際にございます。

いざ、何か起きたというときに、島国ということもあり、非常に平和であり、こういう災害は東大和には関係ないなと思いがちですが、そのことを忘れてはいけないというのを最後にお話いただきました。

尾崎市長は、日本一子育てしやすいまちづくりということで、30年後、50年後も東大和が元気にとということで市政を運営しておりますので、もしこういうことがあった場合にみんなで協力をして、市民の安全を守れるような努力をしなければいけないなというのを、ただいまの講演を聞きまして改めて意を強くしたところでございます。引き続き皆様のご協力のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

#### (10) 閉会

尾崎市長（会長）から、議題がすべて終了した旨の説明があり、最後に委員の皆様から意見等を募った。特に意見等なかったため、閉会となった。

(会議終了時間午後2時20分)